

第 32 号議案

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

目次

1	改正条例	P1
2	改正理由	P1
3	改正案の内容及び施行日	P1
4	条例新旧対照表	P2



## 1 改正条例

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

## 2 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるため。

## 3 改正案の内容及び施行日

### (1) 法の一部改正について

今回の改正は、指定都市の区域内に存在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定に係る事務・権限が、都道府県から指定都市に移譲されることから、県知事への協議と申請書の写しの送付に関する規定が追加されたことにより、法第3条第9項が第11項に繰り下がることとなった。

### (2) 改正案の内容

法の改正により、引用している条項を改める必要があるため、長崎市特定教育・保育施設及び特定地域方保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号の規定中「第9項」を「第11項」に改める。

### (3) 施行日 平成30年4月1日

4 条例新旧対照表

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日 条例第39号</p> <p>第1条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第16条～第54条（略）</p>	<p>○長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月14日 条例第39号</p> <p>第1条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第16条～第54条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>